

# 自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例の見直しについて

## 1 現行条例の制定の趣旨と主な内容

本県では、高度経済成長期の乱開発から自然環境を保護することを目的として、昭和48年に、前年に制定された自然環境保全法の体系をもとに、**自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例**を制定した。この条例は、自然環境保全地域の指定、大規模な宅地の造成等の規制、緑化の推進の三つを施策の柱としている。

## 2 経緯

19年3月環境審議会答申「今後の自然環境保全施策の基本的な方向」を踏まえ、生物多様性の保全を基本理念に、多様な生物が生息・生育できる生態系ネットワークの形成、本県特有の希少動植物の保護など答申が示す主要施策の実施に必要な条例の一部改正を行う。(19年2月自民代表質問に対して知事答弁)

<愛知県環境審議会答申の主要施策>

- A 生態系ネットワークの維持・形成      B 希少野生動植物種の保護等  
C 自発的な自然環境保全の取組の促進      D 調査研究機能の充実等

## 3 主な改正内容

項 目		条 例 改 正	
		方 針	内 容
環境審答申の実現化	生物多様性の保全	基本理念の条項を新設して規定	「生物多様性の保全」が自然環境保全及び緑化の推進における基本理念であることを明記する。
	生態系ネットワークの維持・形成	自然環境基本方針に追加	自然環境基本方針に定める事項として追加する。
		大規模な宅地の造成等の規制の制度拡充	「森林法に基づく地域森林計画対象民有林・保安林の区域内における行為」を届出行為に追加し、森林の自然環境の保全を図る。
	希少野生動植物種の保護等	自然環境基本方針に追加	自然環境基本方針に定める事項として追加する。
		章を新設して規定	・種の指定、生息地等保護区の指定等による「希少種保護」制度を新設する。 ・地域の生態系に支障を及ぼす種の公表等による「移入種対策」を新設する。
自発的な自然環境保全の取組の促進	章を新設して規定	県民等が行う保全活動を支援するため、県は、情報提供、自然環境学習の振興等に努める旨の規定を新設する。	

## 4 施行時期

平成20年4月1日（20年2月議会提出）

※ 今回の改正のうち、大規模な宅地の造成等の規制、希少野生動植物種の保護に係る改正は、規制を伴うため、周知期間として1年間の経過措置を置く。

5 条例見直し後

改正後の条例の全体図

現行の規定  
 新設の規定

- (A) 生態系ネットワークの維持・形成
- (B) 希少野生動植物種の保護等
- (C) 自発的な自然環境保全の取組の促進
- (D) 調査研究機能の充実等

